

令和 3 年 5 月 31 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部 市民協働・地域政策課

行政区再編協議について

◆ 配付資料 ◆

- 行政区再編に係る協議スケジュール（案）
- 区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について
資料 1：区割り案のたたき台 6 案の比較検討表
資料 2：協働センター職員の正規職員化
資料 3：組織配置の考え方
資料 4：区再編後の区協議会の考え方

行政区再編に係る協議スケジュール(案)

◆ : 市民等への説明・意見聴取 ◎ : 決定事項 ○ : 特別委員会における協議内容

年度	月	内容
R3 (2021) 年度	4	◆ 7区自治会連合会・7区協議会への経緯説明
	5	◎ 協議スケジュールの決定
	6	○ たたき台6案の比較検討
	7	↓
	8	◎ 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿等の決定
	9	◆ 7区自治会連合会・7区協議会等への中間報告(説明会)(9月~10月)
	10	○ 最終案の検討
	11	↓
	12	◎ 区割り案内定(最終案・1案)
	1	◆ 7区自治会連合会・7区協議会等での意見聴取(1月~2月) ◆ 市民からの意見聴取(パブリックコメント)
	2	↓
	3	○ 意見聴取を踏まえた最終案の再確認
	R4 (2022) 年度	4
5		◎ 区割り案決定
6		◆ 行政区画等審議会への諮問
7		◆ 行政区画等審議会からの答申①(区域について) ◆ 区名の決定方法等の審議 ◆ 区名募集 ↓
8		◆ 区名候補選考等の審議
9		◆ 区名投票(アンケート) ↓
10		◆ 行政区画等審議会からの答申②(区の名称について)
11		◆ 7区協議会への諮問
12		◆ 7区協議会からの答申
1		○ 行政区画等審議会、区協議会における答申内容について(報告)
2		◎ 区設置等条例議決
3		

※ 区設置等条例で定めなければならない事項

区の名称・区域(地方自治法第252条の20第1項)

区の事務所の位置・名称・所管区域・区の事務所が分掌する事務(同法第252条の20第2項)

※ パブリックコメントに係る手続きは、浜松市パブリック・コメント制度実施要綱に基づく一般的な手続きの流れによる

※ 区の名称に係る手続きは、政令指定都市移行時の実例による

区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について

1 市民サービス・組織

(1) 区役所 資料1

・区役所

位置：現行区が他区・他地域と複合される案の場合、各区及び地域のうち、最も人口が多い区の区役所

・行政センター

位置：再編により区役所とならないところ（旧区役所庁舎）。現行区が他区・他地域と複合される案の場合、当該区役所が位置する地区に設置。

業務：全ての行政センターで同一のサービス（住民投票の際に説明した旧西・北区役所の行政センターで取り扱うサービス）を提供

(2) 第1種協働センター 資料2

位置：現在と変更なし（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山）

業務：現在と変更なし（貸館業務、生涯学習、地域づくり、地域固有事務、窓口業務）

再編後の名称：区役所〇〇支所

(3) 第2種協働センター、ふれあいセンター 資料2

位置：現在と変更なし

業務：貸館業務、生涯学習、地域づくり

※ 窓口業務は、市民サービスセンターとして併設

再編後の名称：協働センター（名称を一本化）

人員：会計年度任用職員1人を正規職員1人に切り替え地域づくり機能を強化

(4) 市民サービスセンター 資料2

位置：現在と変更なし。第2種協働センター、ふれあいセンターの窓口業務は、市民サービスセンターとして併設。

業務：窓口業務（103業務又は17業務）

再編後の名称：市民サービスセンター

(5) 組織配置の考え方 資料3

- ・ 本庁組織は基本的には変更しない。
- ・ 区役所に設置されていた組織については、再編後は区の数に合わせる。
- ・ ただし、組織の変更がある場合でも、市民サービスや業務効率の維持のため、出先を設置するなど窓口の設置箇所数や事務実施箇所数は変更しない。

2 住民自治 資料 4

(1) 協議会の構成

- ・ 新区の単位で区協議会（地方自治法第 252 条の 20）を設置
3 区案、4 区案の場合
- ・ 旧 7 区の単位で地域協議会（地方自治法第 138 条の 4 に基づく単なる附属機関）を設置
2 区案の場合

(2) 協議会の委員の選出母体

- ・ 委員の選出区分は、現行の区協議会の仕組みと同様に団体推薦、直接指名、公募の 3 区分
- ・ 団体推薦の対象団体は、区自治会連合会、民生委員児童委員協議会、PTA 連絡協議会、子ども会連合会など
- ・ 協議会に区外または地域外の居住者を参画させる場合は、オブザーバー扱いとする。

区割り案のたたき台6案の比較検討表

№ (天竜区単独・複合)	№2(単独)		№3(複合)		№6(単独)			№7(複合)			№10(複合)				№11(単独)					
区の数	2区案				3区案						4区案									
区割り	・天竜	・中 ・東 ・西 ・南 ・北 ・浜北	・北区の一部 ・浜北 ・天竜	・中 ・東 ・西 ・南 ・北区の一部	・天竜	・西 ・北区の一部	・中 ・東 ・南 ・北区の一部 ・浜北	・浜北 ・天竜	・西 ・北区の一部	・中 ・東 ・南 ・北区の一部	・東、北区の一部 ・浜北 ・天竜	・西 ・南、北区の一部	・中、南、北区の一部	・中、東、南区の一部	・天竜	・西 ・北区の一部	・中 ・東区の一部 ・南 ・北区の一部	・東区の一部 ・浜北		
人口(人)	27,450	772,667	185,538	614,579	27,450	156,700	615,967	127,424	156,700	515,993	194,914	173,406	241,806	189,991	27,450	167,557	395,277	209,833		
面積(km ²)	944.00	614.04	1,289.83	268.21	944.00	363.23	250.81	1,010.51	363.23	184.30	1,065.04	367.28	73.93	51.79	944.00	393.72	111.21	109.12		
有権者数(人)	24,427	629,250	153,482	500,195	24,427	129,454	499,796	104,377	129,454	419,846	159,551	143,298	195,127	155,701	24,427	138,567	321,492	169,191		
学校区の分割	無		無		無			無			有				無					
区自治会連合会の分割	無		有		有			有			有				有					
地区自治会連合会の分割	無		無		無			無			無				無					
所轄警察署想定	天竜	中央、東、西、 細江、浜北	細江、浜北、天竜	中央、東、西、 細江	天竜	西、細江	中央、東、 細江、浜北	浜北、天竜	西、細江	中央、東、 細江	東、細江、 浜北、天竜	西、東、細 江	中央、東、 細江	中央、東	天竜	西、細江	中央、東、 細江	東、浜北		
職員数	1,026		1,024		1,051			1,047			1,058				1,064					
	214	812	425	599	214	240	597	315	239	493	344	251	178	285	214	261	383	206		
	区の組織		111	301	196	220	111	97	223	150	97	179	161	97	84	88	111	104	144	77
	福祉事業所		28	268	71	221	28	50	224	57	50	198	65	58	58	126	28	58	154	67
	保健センター		22	122	59	83	22	45	77	35	45	62	36	46	17	48	22	46	48	31
土木整備事務所		53	121	99	75	53	48	73	73	47	54	82	50	19	23	53	53	37	31	
区役所の配置	天竜	中	浜北	中	天竜	西	中	浜北	西	中	浜北	西	南	中	天竜	西	中	東		
行政センターの配置	なし	東、西、南、 北、浜北	天竜、北	東、西、南	なし	北	東、南、 浜北	天竜	北	東、南	天竜	北	なし	東	なし	北	南	浜北		
削減職員数(人件費年間削減効果額(千円)) (※1)・・・①	106(844,820)		108(860,760)		81(645,570)			85(677,450)			74(589,780)				68(541,960)					
市民サービス向上に係る職員数(人件費(千円))・・・②	43(342,710)		43(342,710)		43(342,710)			43(342,710)			43(342,710)				43(342,710)					
最終削減職員数(人件費年間削減効果額(千円))・・・ ① - ②	63(502,110)		65(518,050)		38(302,860)			42(334,740)			31(247,070)				25(199,250)					
事務経費削減効果額(千円)	7,960		8,036		6,289			6,365			4,823				4,648					
必要経費(千円)	560,220		560,220		556,620			556,620			553,020				553,020					

※1 R2.4.1職員数(1,132人)との比較。人件費の試算は、令和元年度決算における1人当たりの人件費797万円を使用。

【出典】人口：浜松市区別・町字別世帯数人口(令和2年12月1日現在 住民基本台帳及び外国人登録による)

面積：令和元年版浜松市統計書「土地・気象_町別面積、人口」(平成19年4月1日の都市計画基礎調査による地区別面積を合計し、小数点以下第3位を四捨五入)

有権者数：令和3年3月定時登録名簿登録者数

協働センター職員の正規職員化

現在

1	出先機関	業務	職員	人数
第1種 協働センター	貸館業務 生涯学習 地域づくり + 地域固有業務	正規職員		4~12
		再任用職員		2~4
		会計年度任用職員		0~2
	窓口業務 (約350業務)	正規職員		1~5
		再任用職員		0~3
		会計年度任用職員		0~2

※ 再任用職員には正規職員OBの会計年度任用職員を含む

2	出先機関	業務	職員	人数
第2種 協働センター	貸館業務 生涯学習 地域づくり	正規職員 ※ 1		1~2
		再任用職員 ※ 2 (アドバイザー)		0~1
		会計年度任用職員		0~4
	窓口業務 (103or17業務)	会計年度任用職員 ※ 3		0~7

※ 1 中部及び和地の正規職員は1名
雄踏及び細江の正規職員は、区まちづくり推進課の職員1名が兼務

※ 2 再任用職員には正規職員OBの会計年度任用職員を含む

※ 3 浜名協働センター、北浜南部協働センターは生涯学習担当の職員が兼務対応

3	出先機関	業務	職員	人数
ふれあいセンター	貸館業務 生涯学習 地域づくり	正規職員		1
		再任用職員		2~3
	窓口業務 (103業務)	会計年度任用職員		0

※ 再任用職員には正規職員OBの会計年度任用職員を含む

4	出先機関	業務	職員	人数
市民サービス センター(単独)	窓口業務 (103業務)	正規職員		0~1
		再任用職員・ 会計年度任用職員		0~8

※ 再任用職員には正規職員OBの会計年度任用職員を含む

区再編後

	出先機関	業務	職員	人数
※ 地自法155条に 基づく支所では なく、市が任意で 設置する機関	区役所○支所	貸館業務 生涯学習 地域づくり + 地域固有業務	正規職員	4~12
			再任用職員	2~4
			会計年度任用職員	0~2
	窓口業務 (約350業務)	正規職員	1~5	
		再任用職員	0~3	
		会計年度任用職員	0~2	

	出先機関	業務	職員	人数
協働センター	貸館業務 生涯学習 地域づくり	正規職員 ※ 1		2~3
		再任用職員		0~1
		会計年度任用職員		0~3

※ 1 中部及び和地の正規職員は2名
雄踏及び細江の正規職員は1名に加え、区まちづくり推進課の職員1名が兼務

	出先機関	業務	職員	人数
市民サービス センター(併設)	窓口業務 (103or17業務)	会計年度任用職員		0~7

※ 旧ふれあいセンター、浜名協働センター、北浜南部協働センターは協働センター職員が兼務対応

	出先機関	業務	職員	人数
協働センター	貸館業務 生涯学習 地域づくり	正規職員		2
		再任用職員		1~2
		会計年度任用職員		0

	出先機関	業務	職員	人数
市民サービス センター(単独)	窓口業務 (103業務)	正規職員		0~1
		再任用職員・ 会計年度任用職員		0~8

職員数の増減

職員数の増減
正規職員 35人増 (地域づくり機能を強化) 会計年度任用職員 35人減 (再任用職員との入れ替えを含め 別途調整)

職員数の増減

職員数の増減
正規職員 8人増 (地域づくり機能を強化) 再任用職員 8人減

職員数の増減

資料 3

組織配置の考え方（原則）

- ・ 区役所に設置されていた組織については、再編後は区の数に合わせる。
- ・ 本庁組織は基本的には変更しない。
- ・ 組織の変更がある場合においても、市民サービスや業務効率の維持のため、出先組織を設置するなど窓口の設置箇所数や事務実施箇所数は変更しない。

組織等	再編前	再編後
土木整備事務所	4 箇所及び 6 出先グループ（東区、西区、北区、春野、佐久間、水窪）の計 10 箇所	事務所の数は区の数により 3 又は 4 箇所とするが、出先グループをあわせると実施箇所数はどの案においても 11 箇所とする ① 2 区・3 区の場合 事務所(3)：中区、引佐、天竜区 出先 G(8)：東区、西区、北区、浜北区、三ヶ日・春野・水窪・佐久間 3 事務所、8 出先 G の計 11 箇所とする ② 4 区 №10 案の場合 ① のうち、北区の出先 G を事務所とし、4 事務所、7 出先 G の計 11 箇所 ③ 4 区 №11 案の場合 ① のうち、浜北区の出先 G を事務所とし、4 事務所、7 出先 G の計 11 箇所
福祉事務所	7 箇所（各区 1 箇所）	<u>区の数にあわせる</u> ただし、区役所から行政センターとなったところに出先グループを設置するため、 <u>実施箇所数は 7 箇所に変更なし</u>
保健センター （現健康づくり課）	7 箇所（各区 1 箇所）及び 4 出先グループ（引佐、春野、佐久間、水窪）の計 11 箇所	<u>区の数にあわせる</u> ただし、区役所から行政センターとなったところに出先グループを設置し、 <u>実施箇所数としては全体で 11 箇所に変更なし</u>
児童相談所	1 箇所	1 箇所

組織等	再編前	再編後
家庭児童相談室	7か所（各区1か所）	<p><u>区の数にあわせる</u></p> <p>ただし、区役所から行政センターとなったところに出先組織を設置するため、<u>実施箇所数は7か所に変更なし</u></p> <p>※ 家庭児童相談室は、子ども家庭総合支援拠点の機能を担う。子育て世代包括支援センター（再編後の保健センター）との連携を図るため、包括支援センターに隣接して設置する必要あり。</p>
教育委員会	<p>1か所</p> <p>※ 教育相談は、区役所社会福祉課（中区を除く）の職員の併任により、本庁を含め7か所で実施</p>	<p>1か所</p> <p>※ 教育相談は、区役所から行政センターに移行する場合も、引き続き行政センターに配置する職員を併任させ、<u>7か所で実施</u></p>
上下水道		
料金関係	1か所（本庁）	1か所（本庁）
上記以外	本庁及び7出先組織（北区、天竜区、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山）の計8か所	本庁及び7出先組織（北区、天竜区、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山）の計8か所
保健所	2か所（保健所、保健所浜北支所）	保健所及び出先グループ（浜北区）の計2か所
税務		
資産税	本庁及び2出先グループ（北、天竜区）の計3か所	本庁及び2出先グループ（北、天竜区）の計3か所
税証明、原付登録等	本庁及び中区を除く6区の区民生活課等の計7か所	本庁及び中区を除く区民生活課、行政センター等の計7か所
上記以外	1か所（本庁）	1か所（本庁）
消防	7消防署（各区1か所）、18出張所	検討中

区再編後の区協議会の考え方

1 協議会の構成

(1) 新区の単位で区協議会を設置 案：3 区案、4 区案の場合

- ・新区単位で区協議会（地自法第 252 条の 20）を設置する。
- ・旧 7 区単位で地域協議会（地自法第 202 条の 5）は設置しない。
- ・区協議会の定員は、現行制度の上限 25 人とする。＊会議の体をなす上限
- ・合区を伴う新区は、旧区単位で定員枠を設ける。

			旧中区	旧東区	旧西区	旧南区	旧北区	旧浜北区	旧天竜区
№ 6	A 区	25	5	5	-	5	5	5	-
	B 区	24	-	-	12	-	12	-	-
	C 区	25	-	-	-	-	-	-	25
№ 7	A 区	24	6	6	-	6	6	-	-
	B 区	24	-	-	12	-	12	-	-
	C 区	24	-	-	-	-	-	12	12
№ 10	A 区	24	8	-	-	8	8	-	-
	B 区	24	8	8	-	8	-	-	-
	C 区	24	-	-	8	8	8	-	-
	D 区	24	-	6	-	-	6	6	6
№ 11	A 区	24	6	6	-	6	6	-	-
	B 区	24	-	12	-	-	-	12	-
	C 区	24	-	-	12	-	12	-	-
	D 区	25	-	-	-	-	-	-	25

＊定員は各旧区単位で均等になるよう仮置きしたもの。

(2) 旧 7 区の単位で協議会（単なる附属機関）を設置 案：2 区案の場合

- ・区協議会（地自法第 252 条の 20）は設置しない。
- ・旧 7 区単位で地域協議会（地自法第 138 条の 4 に基づく単なる附属機関）を設置する。
 - ＊旧北区が分断される区割り案（№ 3）は、細江、引佐、三ヶ日、新都田、都田で旧北区単位の協議会を設置し、三方原は旧中区単位の協議会に含む
- ・地域協議会の定員は、現行制度の上限 25 人とする。＊会議の体をなす上限

【備考】

- ・区協議会 ... 地方自治法第 252 条の 20 に基づく附属機関（区地域協議会）
- ・地域協議会 ... 地方自治法第 202 条の 5 に基づく附属機関
機関の位置付けや権限は区協議会と同等
 - ＊地方自治法第 138 条の 4 に基づく単なる附属機関として、名称のみ「地域協議会」と名乗ることも可能

- ・旧7区単位で地域自治区を置き、地域協議会を設置すること（地自法第202条の5）はできない。

→ 地自法第252条の20の第9項によれば、区を跨ぐ地域自治区の区域設定はできない。そのため区再編によって区が分かれる旧北区は、旧区単位で地域自治区を設置できない。

2 委員の選出母体

- ・委員の選出区分は、現行の区協議会の仕組みと同様に団体推薦、直接指名公募の3区分
- ・団体推薦の対象団体は、区自治会連合会、民生委員児童委員協議会、PTA連絡協議会、子ども会連合会など
- ・協議会に区外または地域外の居住者を参画させる場合は、オブザーバー扱いとする。